

2016年11月30日

No.273

又市征治 国政だより

又市征治事務所

発行責任者 川村 訓史

富山市下新町 8-16

TEL 076-441-0800

HP: www.s-mataichi.com

11月24日、総務委は「地方公務員の育児休業等に関する法の一部改正案等」の質疑を行いました。社民党は、地方公務員が育児・介護休業を取りやすくするための法改正として賛成しました。

過酷な労働実態の改善を



又市征治議員は、地方公務員が年次有給休暇の半分程度しか取得できていないことや、男性の育児休業取得率が1.5%という状況についての総務省の評価を質すとともに、臨時・非常勤職員の育児・介護休業の取得要件、取得状況を質問しました。さらに地方公務員の長時間労働の実態について、国が調査するように求めました。高原・政府参考人は、現在の状況についてのコメントは避け、使用状況を注視していくとの見解表明にとどまりました。男性の育児休業の取得率については、平成32年に13%という目標が掲げられているので、取得率向上のための取組みが必要だと答弁しました。臨時・非常勤職員は、1年以上任用しているなどの一定の任用継続の要件を満たしている場合には、条例等で育児・介護休業の取得が可能であるが、取得状況は現在精査中との答弁でした。時間外勤務の実態調査については、高市大臣より調査するとの答弁がありました。

育児・介護休業がとれる職場環境の整備に向けて

又市議員は、増大する仕事量にたいして慢性的な人員不足の職場実態を改善する必要性を強調するとともに、上司が育児・介護休業の取得に理解を示す必要があると述べました。総務省に、新たな休業制度を導入する自治体への支援強化を求めました。

原田副大臣は、各自治体が人材確保のために努力をする必要があると強調するとともに、女性活躍推進法に基づく事業主行動計画策定指針にもとづいて、管理職に対する意識啓発等を通じて、育児、介護を行う職員が活躍できる職場環境の整備などの取組が行われており、全自治体で計画が策定され、取組が進められていると答弁しました。

臨時・非常勤職員の処遇改善を

最後に又市議員は、総務省が「地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等の在り方に関する研究会」を設置したことに触れ、単に任用形態という形式的な問題で処遇を考えるのではなく、彼らの働き方を考慮し、処遇改善を実現するように求めました。

高市大臣からは、自治労、日教組からもヒアリングを行っているので、実態を踏まえた議論が行われているとの認識が示され、検討結果を踏まえて特別職非常勤職員から一般職非常勤職員への移行、それに伴う必要な勤務条件の確保も取り組んでいくとの答弁がありました。

又市議員は、現在の公共サービスは、現実に臨時・非常勤職員の人たちなしには運営できないのであり、働く人々の処遇改善をやらないと公共サービスそのものが担保できないと強調し、実態に即した努力を強く要求しました。